

# ◆ 「管理職資格制度」 1枚提案書

## ◆◆◆ 1.定義 ◆◆◆

「管理職資格制度」とは、管理職の国家(または公的)資格をつくり、この取得を管理職登用の要件とすることをあらゆる雇用組織に義務化するものです。

## ◆◆◆ 2.提案の背景 ◆◆◆

- 無知な者が管理職に登用されている。
- コミュニケーション能力が非常に低い者が管理職に登用されている。
- ひどい人格の者が管理職に登用されている。
- 多くの労働者が管理職者の協同力(知識、コミュニケーション能力、人格面の自制心)の問題によって、ストレスや被害をこうむっている。

## ◆◆◆ 3.主目的 ◆◆◆

管理職者の資質を向上させる。

## ◆◆◆ 4.構想 ◆◆◆

- 講習を受講すれば資格を取得できる。
- 原則誰でも受講できる。
- パワハラやセクハラなどの裁判によって加害責任が生じた場合は資格取り消しとなる。
- 講習内容は次のようにする。
  - ▲パワハラやセクハラの具体的事例
  - ▲どういう上司が嫌われるか?
  - ▲やってはいけない教育手法の具体例
  - ▲やってはいけない部下の管理手法の具体例
  - ▲管理職者が責任を担う完全配慮義務について

## ◆◆◆ 5.論理 ◆◆◆

管理職者に必要な最低限の協同力、すなわち、知識、コミュニケーション能力、人格面の自制心、これらを身につけさせるため、資格をつくり、この取得を管理職に就任するための必須要件とする。



社会のすべての管理職者は必要な最低限の協同力を身につける機会を強制的に与えられる。



社会全体で管理職者の資質の向上につながる。

## ◆◆◆ 6.派生効果 ◆◆◆

誰でも取得できるので、管理職に就任予定のない一般労働者も、将来を見据えて、取得することになり、これによって、一般労働者の協同力も高まり、また、管理職への理解が深まり、ひいては、働きやすい職場づくりにつながる。

\*\*\* 署名のお願い \*\*\*~~~~~

このサイトでは署名活動を行っております。「署名する」のページに、署名フォームがございますので、こちらをご利用ください。どうかよろしくお願いいたします。